

EU：日本基準による財務諸表に 追加開示を求める

制度調査部
齋藤 純

EU で進む第三国 GAAP の同等性評価プロジェクト

【要約】

CESR(欧州証券規制委員会)は、2007年以降、EUで資金調達を行うEU域外企業が日本の会計基準に基づき作成した財務諸表を使用する場合、補完計算書の作成や追加開示を求める内容の報告書案を公表した。

国際会計基準に基づく財務諸表の修正・再表示という最悪の事態は回避されそうであるが、多くの項目で補完計算書の作成又は追加開示が必要とされているため、EUで資金調達を行うわが国企業にとって新たな負担が発生する可能性が高くなった。

報告書は2005年6月末までに内容を確定し、EC(欧州委員会)に提出される。ECでは、2005年12月末までに、わが国をはじめとする第三国の会計基準と国際会計基準の同等性に関して最終判断を下す予定となっている。

2005年4月27日、CESR(欧州証券規制委員会)¹は、EUで資金調達を行うEU域外企業が日本の会計基準に基づき作成した財務諸表を使用する場合には、企業結合会計の適用や連結財務諸表の作成などにおいて、補完計算書(Supplementary Statements)の作成や追加開示(Additional Disclosures)を必要とする報告書案を公表した。

CESRが、条件付きながら日本の会計基準はIAS/IFRS(国際会計基準/国際財務報告基準)と同等であるとの認識を示したことで、日本基準で作成した財務諸表をIAS/IFRSに基づき修正・再表示するという最悪の事態は回避されそうである²が、多くの項目で補完計算書の作成又は追加開示が必要とされているため、2007年以降、EUで資金調達を行うわが国企業にとって新たな負担が発生する可能性が高くなった。

CESRの報告書案の位置付け

EUでは、2005年1月から、EU域内企業にIAS/IFRSによる財務諸表の作成を義務付けている。2007年以降は、その対象をEU域外企業にも拡大する予定となっており、その場合、EU域外企業は、IAS/IFRSに準拠して財務諸表を作成するか、もしくは“IAS/IFRSと同等と認められる会計基準”に基づき財務諸表を作成しなければならない。つまり、日本企業にとっては、日本の会計基準が

¹ Committee of European Securities Regulators. EUの証券監督当局間の連携向上や、証券分野の規制に関する実施規則の策定等の際に助言機関としてのEC(欧州委員会)の補助などを行う。

² CESRが同等性評価を開始するにあたって、2005年2月3日にコンセプト・ペーパー(同等性評価を進めていく上での考え方をとりまとめたもの)を公表している。この中では、日本の会計基準をはじめとする第三国会計基準がIAS/IFRSと同等と認められる場合には調整不要、両者の差異が大きく同等と認められなかった場合にはIAS/IFRSに基づき修正・再表示が必要となる旨が明らかにされていた。

また、同等・非同等の中間的なケースに採りうる是正措置としては、追加開示(Additional Disclosures)、調整計算書(Statement of Reconciliation)の作成、補完計算書(Supplementary Statements)の作成が挙げられていた。

IAS/IFRS と同等と認められれば、日本基準により作成した財務諸表を EU でそのまま使用できることとなる。

そこで EU では、第三国の会計基準が IAS/IFRS と同等と認められるかについて検討(第三国会計基準の同等性評価)を進めており、当面、日本、米国及びカナダの 3 ヶ国の会計基準を対象に、同等性評価を行っている³。

第三国 GAAP と IAS/IFRS の同等性については、最終的には EC(欧州委員会)が決定することとなっている。しかし、EC では、2004 年 6 月 25 日、日本、米国及びカナダの会計基準の同等性評価を行うための判断材料として、CESR に技術的助言を行うよう要請した。今回公表された文書は CESR が EC に提出する技術的助言の草案⁴であり、2005 年 6 月末までに内容を確定し、EC に最終的な報告が行われる。

日本基準と IAS/IFRS との相違点

CESR の報告書案では、日本基準により作成された財務諸表に対し、IAS/IFRS との差異の内容に応じて、補完計算書の作成又は追加開示(差異の内容に応じて、Disclosure A・B・C に区分)を求めている。補完計算書及び追加開示の概要は、下表の通りである。

図表 1 日本基準により作成された財務諸表に求められる是正措置の概要

是正措置のレベル		求められる是正措置	該当項目数
補完報告書 (Supplementary statement)		収益又は費用の測定及び認識に関する差異が複雑又は数が多い場合や、開示が必要とされる特定の報告書が開示されていない場合に、作成が求められる報告書。 要約損益計算書及び要約貸借対照表を作成し、可能であれば、要約キャッシュ・フロー計算書も作成。	3 項目
追加開示	Disclosure A 1	各国の会計基準による開示を補完するための追加的開示。 各国の会計基準で規定されている会計処理の説明や、各国の会計基準では開示が求められていない資産の公正価値などに関して、定性的又は定量的に記載。	8 項目
	Disclosure B 1	各国の会計基準に基いて使用している、会計上の見積り、評価方法、経済データ及び前提条件に関する追加説明。	8 項目
	Disclosure C	IAS/IFRS に基づいて会計処理した場合の影響についての定量的な開示。	8 項目

1 Disclosure A 及び B は、主に、収益又は費用の認識・測定に関する原則が、IAS/IFRS に類似しており、発生する差異が小さい場合に該当する。

2 上記の他、中間財務諸表及び四半期財務諸表に関しては、今後の動向等も踏まえ、更なる検討が必要とされている。

³ 第三国会計基準の同等性評価に関しては、次の制度調査部情報を参照。

- ・ 齋藤 純「日本の会計基準は国際会計基準と同等か? EU で進む第三国 GAAP の同等性評価プロジェクト」(2004.11.18)
- ・ 齋藤 純「会計基準の同等性評価への金融庁等のコメント EU で進む第三国 GAAP の同等性評価プロジェクト」(2005.1.5)

⁴ CESR の報告書案に対しては、2005 年 5 月 27 日まで意見募集が行われる。

日本の会計基準と IAS/IFRS との差異のうち、CESR が特に影響が重大であるとして補完計算書の作成・開示を求めているのは、次の 3 点である。

- ・企業結合の会計処理として持分プーリング法の適用が容認される点
- ・連結の範囲の判定において潜在的議決権の影響が考慮されず、IAS/IFRS を適用した場合には連結の範囲に含まれる会社が連結の対象から除外されることがある点、及び一定の特定目的会社に対しては例外的な取扱いがなされている点
- ・連結財務諸表を作成する際に、親子会社間の会計方針の統一が求められず、外国子会社の会計処理を所在地国の会計基準に従って行うことが容認される点

また、IAS/IFRS により会計処理を行った場合の影響についての開示が必要となる、“Disclosure C” として追加開示が必要とされたのは、次の 8 項目である。

[企業結合会計関連]

- ・企業結合により生じる負ののれんが負債に計上され、20 年間で定期的に償却される点
- ・企業結合において、取得の対価として発行される株式の価格が、企業結合の合意公表日前の一定期間の市場価格に基づいて決定される点
- ・企業結合においてパーチェス法が適用される場合、研究開発費等に配分された額は費用処理される点

[ストック・オプション会計関連]

- ・ストック・オプションが付与された場合、費用計上されない点(現行の会計処理の場合⁵)

[棚卸資産の会計処理関連]

- ・棚卸資産の期末評価として、原価法と低価法の選択が認められている点

[金融商品会計関連]

- ・有価証券関係の投資及びデリバティブに限定して公正価値の開示が求められている点

[研究開発費会計関連]

- ・研究開発費が発生時に費用処理され、詳細な開示が求められていない点

[農業会計関連]

- ・農業に関する特定の会計基準が存在しない点

日本基準と IAS/IFRS の主要な差異の 1 つと考えられていたリース会計に関しては、現行基準においても必要な情報は注記で明らかにされていることから、重大な差異とは位置付けられていない⁶。

今後のスケジュール

CESR では、関係機関に意見表明の機会を与える観点から、5 月 18 日に公開ヒアリングを行う予定としている。その後、各方面から寄せられた意見も踏まえて、6 月末に EC に最終報告を行う運びとなっている。

⁵ 現在、ASBJ では「ストック・オプション等に関する会計基準」が検討されている。CESR の報告書案では、「ストック・オプション等に関する会計基準」が適用されれば、ストック・オプションの会計処理に関して日本基準と IAS/IFRS との間いくつかの差異は残るものの、重大な差異は解消されるとしている。もっとも、「ストック・オプション等に関する会計基準」によっても、ストック・オプションの付与から生じる費用の根拠に関して情報が開示されないため、Disclosure B による追加開示が必要になるとしている。

⁶ 今回の CESR の報告書案では、米国基準及びカナダ基準についても、日本基準と同様に、補完計算書の作成及び追加開示が必要との判断が示された。しかし、米国基準及びカナダ基準に関しては、日本基準に比べ、補完計算書の作成及び追加開示の対象とされた項目は少ない。

EC では、CESR からの技術的助言に基づき、2005 年 12 月末までに同等評価に関する最終決定を行う。

図表 2 同等性評価に関する経緯と今後のスケジュール

2004 年 6 月 25 日	EC(欧州委員会)が、CESR(欧州証券規制委員会)に対し、第三国 GAAP と IAS/IFRS の同等性評価に関して技術的助言を要請。
10 月 21 日	CESR、第三国 GAAP の同等性評価を行うにあたって、基本的な考え方をまとめたコンセプト・ペーパー案を公表。
12 月 22 日	CESR のコンセプト・ペーパー案に対するパブリック・コメントの締切り。
2005 年 1 月	EU 上場企業(外国企業等を除く)の財務諸表作成に IAS/IFRS の適用を義務化。
2 月 3 日	CESR、コンセプト・ペーパーの確定版を公表。
4 月	CESR、EC に対する技術的助言案をとりまとめ。
5 月 27 日	技術的助言案に対するパブリック・コメントを募集。
6 月末	CESR、第三国 GAAP の同等性評価に係る EC への技術的助言の期限。
12 月末	EC が、第三国 GAAP の同等性に関して最終決定。
2007 年 1 月	EU に上場する EU 域外企業の財務諸表作成に、IAS/IFRS 又はそれと同等の会計基準の適用を義務化。